

1 行政訴訟の目的

「司法の行政に対するチェック機能の強化」は、国民の権利救済の実効性を上げるとのこと。

国民の立場からすれば、訴訟はしなくても自分の厚生水準が上がるなら、訴訟はしたくない。訴訟に至るまでの行政のプロセスの明確化、情報公開、政策評価、パブリック・インボルブメントなど、事前段階での制度の充実、環境関連、都市計画法制など実体法の充実が必要。

行政の統制にはコントロール手段が増えているが、小さなコストでいかにいいコントロールができるか、司法権が幅広くなればいいのかというものでもない。

行政改革の場合は行政コストの面をかなり意識するので、行政コストという面も意識していただきたい。

「法」は「権利」とそう違いはないはずで、法で定められた権利が違法・不当に侵害されるから権利が侵害されるということで、行政訴訟も基本的にその筋で考えていい。

救済の集積で結果として適法性コントロールをやっていくのか、並立的に適法性コントロールも掲げていくのか。

行政訴訟とは、行政の行為により国民が受けた侵害あるいは権利を是正するか、合法的に正す、司法の場でチェックするシステム。民事との違いは一方の当事者が行政で力を持っていることで対等の普通の民事の訴訟関係ではない特色がある点について、行政訴訟法の中で明確に書いておく必要がある。

目的を分けて、権利救済のために役に立つ行政訴訟と、適法性コントロールのために役に立つ行政訴訟とに観念的に分けて議論した方が生産的。

主観訴訟のあり方をどのように考えるかが課題。主観訴訟を権利保護の見地からのみ捉えることは疑問。環境訴訟をとっても、権利保護と行政統制という両面を持っている。

行政による国民の権利利益の侵害の救済と行政の適法性の確保について、何らかの意思統一をして条文を設けるべき。

2 行政の適法性を確保するための訴訟

適法性コントロールを追求するのであれば、適法性がコントロールできる手段としての客観訴訟があり得てもいい。

客観訴訟を政策的な理由で設けることはあり得るが、主たる方向は司法がやるべきことをやっていない、司法が不満を吸い上げてくれない、との国民の不満をよく考えること。

公金の違法支出について納税者訴訟の制度を検討した方がいい。被告は個人のままの方がいい。一般法で書くか、個別法で書くか、は立法の選択でどちらもあり得るが、行政の適法性確保の訴訟手段であるという観点で、訴訟制度として捉えることに合理性はある。

公金検査訴訟、あるいは国民訴訟、納税者訴訟と呼ばれる、違法な公金の支出の検査制度又は訴訟制度を創設する必要がある。公金の支出に違法があると思われるときに、国民が会計検査院に対して直接していく公金検査の請求の制

【検討会の議論の概要】

行政訴訟の目的・行政の適法性を確保するための訴訟

- 3 -

度を設ける。次の手段として、裁判所に対し、国の公金支出が違法かどうかの確認を求めて出訴する道をひらく。

国の場合に、会計検査院の役割と裁判所の役割をどう考えるかが、立法政策論としては基本。会計検査院をどう評価するか。行政事件訴訟法の議論と違う要素がある。

公金検査請求訴訟については、会計検査院という憲法上の機関のあり方にも関係するところだから、そう簡単に入れるものではない。

環境とか計画に関する事項でも個別の利益をとれば主観訴訟では熟度がないが、トータルすれば甚大な健康被害、環境阻害をもたらしている場合に、全体の社会的な効用を毀損しているかどうかという観点でコントロールできる手段もあっていい。